

秋田県後期高齢者医療広域連合議会投票用紙規程

平成19年3月27日
議会訓令第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号）第28条第1項の規定に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合議会が行う選挙及び表決の投票用紙を次のように定める。

(1) 選挙投票用紙

(表)

秋田県後期高 齢者医療広域 連合議会之印	秋田 県後 期高 齢者 医療 広域 連合 議会	投 票 用 紙
----------------------------	--	------------------

(裏)

被選挙人氏名

(2) 表決投票用紙

(表)

秋田県後期高 齢者医療広域 連合議会之印	秋田 県後 期高 齢者 医療 広域 連合 議会	投 票 用 紙
----------------------------	--	------------------

(裏)

	記名投票の場合、左記に自己の氏名を記入	
--	---------------------	--

附 則

この訓令は、平成19年3月27日から施行する。